

# BLOF<sup>®</sup>ware.Doctor 利用契約 約款

第 1.0 版

## 第1章 総則

### 第1条 (用語の定義)

利用契約約款においては、次の用語はそれぞれ以下の意味で使します。

用語	用語の意味
サービス提供者	本サービスを共同運営しているエヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社及び株式会社ジャパンバイオフィームのことを指します。
申込者	本サービスの利用を希望する法人その他の事業者。
契約者	サービス提供者と利用契約を締結した法人その他の事業者。
本サービス	BLOF <sup>®</sup> ware.Doctor システム及び BLOF <sup>®</sup> ware.Doctor インストラクターアドバイス。
BLOF 理論	株式会社ジャパンバイオフィーム（本店所在地：長野県伊那市美篤1112。以下同じとします。）が提唱する科学的データに基づいた有機栽培技術。なお、「BLOF」は株式会社ジャパンバイオフィームの登録商標です。
圃場	契約者が本サービスに登録した対象となる農地。
設計結果	BLOF <sup>®</sup> ware.Doctor システムを利用して得られた圃場の有機栽培にかかるアウトプットデータ。
利用契約約款	BLOF <sup>®</sup> ware.Doctor 利用契約約款。
申込用 Web ページ	申込者が本サービスの申込の際に、サービス提供者に対して申込に必要な情報（以下「申込情報」といいます。）を提供するためのサービス提供者所定の Web ページ。
申込承諾通知	サービス提供者が申込者からの申込を承諾したときに、申込者に対して発信するサービス提供者所定の電子メール。
情報変更・連絡用 Web ページ	契約者が申込情報を変更した場合等に、サービス提供者に対して当該事実を提供するためのサービス提供者所定の Web ページ。
情報変更承諾・連絡回答通知	サービス提供者が契約者からの変更申込を承諾したときに、契約者に対して発信するサービス提供者所定の電子メール。
約款等	利用契約約款及びこれに付随する特約をいい、「個人情報の取り扱いについて」を含むものとします。
利用契約	約款等に基づき締結される本サービスの利用に関する契約。
利用開始日	サービス提供者から契約者へ申込承諾通知により通知する契約者が本サービスの利用を開始する日。
利用料金	本サービスの利用に要する費用。
サービス利用者	契約者が本サービスの利用を許諾した契約者の役員及び使用人。

アカウント	サービス利用者が本サービスを利用するための権利。 (本サービスの契約ごとにサービス提供者が設定し契約者へ払い出します。)
ID	各アカウントを識別するための文字列。
管理者	契約者を代表してアカウントを管理する者。
連絡担当者	契約者を代表してサービス提供者との連絡窓口になる者。
契約者設備	契約者が、本サービスを利用するために設置、使用、及び管理する設備。契約者設備には、電気通信回線等のハードウェアや本サービスで契約者が使用するソフトウェア等を含むものとします。
サービス提供者設備	サービス提供者が、本サービスを提供するために設置、使用、及び管理する設備。サービス提供者設備には、本サービスでサービス提供者が使用するクラウドコンピューティングサービスやソフトウェア等を含むものとします。

## 第2条 (約款等の適用)

サービス提供者は、約款等を遵守することを条件として利用契約を締結した契約者に対し、本サービスを提供します。

2 サービス提供者は、利用契約において特約を定めることがあります。この場合、特約は利用契約約款の一部を構成するものとし、申込者は、利用契約約款とともに、特約も遵守するものとします。

3 約款等のうち、利用契約約款及び特約の間に異なる定めがあるときは、特約、利用契約約款の順に優先して利用契約に対し適用されるものとします。

## 第3条 (約款等の変更)

サービス提供者は、契約者からの事前の承諾を得ることなく、約款等を変更することがあります。この場合、約款等の変更適用日をもって、変更後の約款等が、変更前の約款等に代わって有効となり、すべての利用契約に適用されるものとします。なお、約款等を変更する場合、サービス提供者は契約者に対し、約款等の変更適用日の3か月前までに、その内容及び変更適用日をサービス提供者の定める方法により通知、又はWebページ (<https://blofware.info>) に掲載することにより周知するものとします。

## 第4条 (本サービスの内容)

本サービスの内容は、BLOF<sup>®</sup>ware.Doctor システム及び BLOF<sup>®</sup>ware.Doctor インストラクターアドバイスとし、その詳細は別紙1 (サービス内容一覧表) のとおりとします。

2 BLOF<sup>®</sup>ware.Doctor インストラクターアドバイスにおいて、サービス提供者 (サービス提供者の委託先を含む。以下本条において同じとします。) は、契約者に対して、BLOF 理論に基づく有機栽培技術に関する技術的指導を行うものとします。

3 契約者は、本サービスが、サービス提供者により、現状有姿又は提供可能な限度で提供されるものであることを理解し、同意したものとします。サービス提供者は、本サービス及び本サービスを通じて提供される設計結果その他一切の情報につき、契約者の特定の目的への適合性、正確性、

有用性、完全性、適法性、内部規則等への適合性、及びエラー、バグ又は不具合が存しないこと、並びに第三者の権利を侵害しないこと等について、如何なる明示・黙示の保証をするものではありません。ただし、サービス提供者の故意又は重大な過失に基づく場合はこの限りではありません。

## 第2章 申込及び承諾等

### 第5条（利用の申込）

申込者は、本サービスの利用を申込むときは、約款等に定める事項を承諾のうえ、申込用 Web ページにおいて申込者にかかる申込情報を入力するものとし、申込情報を申込用 Web ページにおいて入力した時点で、サービス提供者は申込者が約款等の内容を承諾したものとみなします。

2 申込者が本サービスの利用を申込むときは、申込用 Web ページにおいて、必要な事項を正確かつ明瞭に入力するものとします。

### 第6条（申込の承諾）

サービス提供者は、申込者からの本サービスの利用の申込を承諾した場合、利用開始日等の必要事項を記載のうえ、申込承諾通知を申込者に発信します。申込承諾通知の発信をもって、サービス提供者と契約者の間に利用契約が成立するものとします。

2 サービス提供者は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの利用の申込を承諾しないことがあります。

(1) 申込者が申込情報、口座振替書、その他書面等によりサービス提供者に対して提供した情報に、入力・記入漏れ、不明瞭な入力・記載、誤入力・誤記、又は虚偽の入力・記載があるとき。

(2) 申込者が、約款等に定める債務の履行を怠るおそれがあるとサービス提供者が判断したとき。

(3) 申込者に第28条（提供の停止）第1項各号のいずれかに該当する事由が発生、又は発生する可能性があるときとサービス提供者が判断したとき。

(4) 申込者が、第30条（反社会的勢力の排除）第1項各号のいずれか若しくは第2項各号のいずれかに該当するとき又は該当するおそれがあるとき。

(5) その他、サービス提供者の業務遂行上支障があるとき又はサービス提供者が不相当と合理的に判断したとき。

3 サービス提供者が申込者からの本サービスの利用の申込を承諾しない場合、申込者に対し、その旨を通知するものとします。

### 第7条（環境準備）

サービス提供者は、利用契約の締結後、利用開始日の前日までに本サービスの提供に向けた環境を準備します。

### 第8条（利用契約の契約期間）

利用契約の契約期間（以下「契約期間」といいます。）は、申込承諾通知に定める利用開始日から1年が経過した日の前日までの期間とします。契約者は、契約期間中に、利用契約を解約することができないものとします。

2 前項の定めにかかわらず、契約期間満了の3か月前までに契約者又はサービス提供者のいずれからも別段の意思表示がない場合は、当該契約期間満了日の翌日から同一条件にてさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後もまた同様とします。

3 契約者は、契約期間を更新する際に利用契約に基づく圃場の面積（以下「圃場面積」といいます。）の変更申込を希望する場合、前項の定めにかかわらず、契約期間満了の3か月前までに情報変更・連絡用 Web ページにおいて変更する圃場面積及びその他必要な申込情報を入力するものとします。サービス提供者は、契約者からの変更申込を承諾した場合、変更内容等の必要事項を記載のうえ、情報変更承諾・連絡回答通知を契約者に発信します。情報変更承諾・連絡回答通知の発信をもって、サービス提供者と契約者の間に利用契約の変更が成立するものとします。

#### 第9条（サービスの利用）

契約者は、利用開始日から本サービスを利用することができます。ただし、サービス提供者から別段の定めがある場合はこの限りではありません。

### 第3章 利用料金等

#### 第10条（利用料金）

本サービスの利用料金（以下「利用料金」といいます。）は、別紙2（利用料金表）のとおりとします。

#### 第11条（利用料金の計算方法）

利用料金は、圃場面積に応じて課金する年額制とします。契約者は、第8条（利用契約の契約期間）第1項及び第2項に定める契約期間中は、圃場面積を変更することができず、利用料金の変更はないものとします。

2 第8条（利用契約の契約期間）第3項により成立した変更後の利用契約の利用料金は、変更後の圃場面積に応じて計算するものとします。

#### 第12条（利用料金の請求方法）

サービス提供者は、利用料金について、利用契約が締結された暦月（第8条（利用契約の契約期間）第2項及び第3項に基づき利用契約が更新された場合は、更新後の契約期間の初日が属する月をいいます。）の翌月に請求します。

2 サービス提供者は、利用料金及びこれに対する消費税等相当額を合算した額を支払請求書により契約者に請求します。なお、消費税等相当額に1円未満の端数があるときは、その端数額は切り捨てるものとします。

#### 第13条（利用料金の支払方法）

契約者は、サービス提供者の支払請求書に基づき、別途サービス提供者が定める日（以下「支払期日」といいます。）までに、口座振替その他のサービス提供者の指定する方法により、利用料金及びこれに対する消費税等相当額（以下「利用料金等」といいます。）を支払うものとします。

#### 第14条（支払遅延利息）

契約者の責めに帰すべき事由により、契約者が支払期日を経過しても利用料金等を支払わない場合、契約者は、当該支払期日の翌日から利用料金等が支払われた日までの日数につき年8.25%の割合で計算した額を遅延利息としてサービス提供者からの請求に基づき支払うものとします。

2 前項の遅延利息は、100円未満を切り捨てるものとします。

## 第4章 サービスの利用

### 第15条（契約者の義務）

契約者は、自己の役員及び使用人に対し、本サービスを利用させることができるものとします。

2 契約者は、約款等に定める契約者の義務を履行するために必要となる義務を管理者、連絡担当者及びサービス利用者に課すものとし、これらの者の行為又は不作為の結果について、サービス提供者に対し、責任を負うものとします。

### 第16条（管理者及び連絡担当者）

契約者は、次の各号に定める権限を有する管理者を定め、申込情報を入力する際に申込用 Web ページにてサービス提供者へ通知するものとします。

- (1) 利用契約の申込の確認。
- (2) サービス提供者が契約者に払い出したアカウントの管理。
- (3) サービス提供者が契約者に対して発行した ID 及びパスワードの受領及び管理。

2 契約者は、次の各号に定める権限を有する連絡担当者を定め、申込情報を入力する際に申込用 Web ページにてサービス提供者へ通知するものとします。

- (1) サービス提供者からの通知の受領。
- (2) サービス提供者に対する故障申告、問合せ、その他各種依頼の実施。
- (3) その他、契約者とサービス提供者との間で行う通知、依頼及び確認その他の対応の実施。

### 第17条（契約者からサービス提供者への通知）

契約者は、第5条（利用の申込）に定める申込の際に申込情報及びその他サービス提供者の指定する様式に契約者が記入した内容（以下、これらを総称して「申込内容等」といいます。）を変更した場合、情報変更・連絡用 Web ページにて直ちにサービス提供者へ通知するものとします。ただし、連絡担当者を変更するときは、情報変更・連絡用 Web ページにて事前にサービス提供者へ通知するものとします。

2 契約者は、サービス提供者からサービスを提供するうえで必要とする情報の提供を求められた場合、速やかに応じるものとします。

### 第18条（サービス提供者設備の故障等）

サービス提供者は、サービス提供者設備に障害、不通、不良、不動作、動作遅延、不具合又はその他の故障（以下、これらを総称して「故障」といいます。）があることを知ったときは、遅滞なく契約者にその旨を通知するとともに、サービス提供者設備を修理又は復旧します。修理又は復旧の時期はサービス提供者の判断により決定します。

### 第19条（契約者設備の設定と維持）

契約者は、本サービスの利用開始前に自らの責任と費用負担にて、サービス提供者の指定する条件に準じた契約者設備を用意し、設定するものとします。契約者は、本サービスを利用している間、自らの責任と費用負担にて契約者設備を維持するものとします。

2 サービス提供者は、契約者設備がサービス提供者設備に悪影響を及ぼすおそれがあると合理的に判断した場合、契約者への事前の通知及び承諾を要することなく、サービス提供者設備との接続を遮断することができるものとします。

## 第20条 (ID及びパスワードの管理)

契約者は、本サービスの利用にあたりサービス提供者が契約者に対して発行したID及びパスワードを第三者（他の契約者を含み、別段の定めのない限り、約款等において、「第三者」という場合、以下同じとします。）に開示、貸与、共有しないとともに、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理（パスワードの適宜変更を含みます。）するものとします。

2 契約者は、サービス提供者が契約者に対して発行したID及びパスワードの管理不備（紛失、盗難を含みます。）、使用上の過誤、第三者による使用等があることを知ったときは、情報変更・連絡用Webページにて直ちにその旨をサービス提供者に通知するものとし、サービス提供者からの是正のための指示がある場合はこれに従うものとします。

3 サービス提供者は、サービス提供者が契約者に対して発行したID及びパスワードによる本サービスの利用その他の行為は、全て契約者によるものとみなします。ただし、サービス提供者の故意又は重大な過失により、第三者が、契約者のID及びパスワードによる当該行為を行った場合はこの限りではありません。

## 第21条 (再委託におけるID及びパスワードの発行)

サービス提供者は、第4条（本サービスの内容）第2項に定めるBLOF<sup>®</sup>ware.Doctorインストラクターアドバイスサービスを提供するにあたり、サービス提供者の委託先に対して、BLOF<sup>®</sup>ware.DoctorシステムサービスのID及びパスワードを発行することができるものとします。なお、契約者はこれを同意するものとします。

## 第22条 (情報等及びソフトウェアの管理)

契約者（本条において「契約者」には「サービス利用者」を含みます。）は、サービス提供者設備若しくは契約者設備に格納、展開、又は設定等した情報（画像、ソフトウェア、設定情報その他のデータを含みます。）を、契約者の責任において管理、保存、提供、又は利用等するものとします。

2 契約者は、本サービスで使用するソフトウェアについて、各ソフトウェアの使用許諾条件等に従い、契約者の責任で使用及び管理するものとします。

## 第23条 (BLOF<sup>®</sup>ware.Doctorシステムデータの取扱い)

サービス提供者は、本サービスの提供、維持、契約管理を行う目的で、BLOF<sup>®</sup>ware.Doctorシステムデータを、サービス提供者が使用するクラウドコンピューティングサービスの機能を用いてバックアップするものとします。ただし、本条におけるBLOF<sup>®</sup>ware.Doctorシステムデータのバックアップとは、サービス提供者設備に契約者によって格納されたBLOF<sup>®</sup>ware.Doctorシステムデータをその状態のままバックアップするのみの機能となります。よって、そのデータに破損、エラー、不具合等があった場合、その内容の正確性や完全性や正常状態へのリカバリー等は保証の限りではなく、かつ、それらに起因し又は関連する不利益や損害については、その請求原因を問わず、サービス提供者は責任を負わないものとします。

2 サービス提供者は、理由の如何を問わず利用契約が終了した場合には、前項の定めにかかわらず、BLOF<sup>®</sup>ware.Doctorシステムデータをすべて削除することができるものとします。ただし、利用契約の解除が一部のみであった場合のBLOF<sup>®</sup>ware.Doctorシステムデータの削除については、別途契約者と協議することとし、契約者がこれにかかる対応の費用を負担する場合があるものと

ます。

3 本条に基づくバックアップ、及び、本条に基づき BLOF<sup>®</sup>ware.Doctor システムデータを削除したこと若しくは BLOF<sup>®</sup>ware.Doctor システムデータを削除しなかったことにより契約者に発生した損害について、サービス提供者は責任を負わないものとします。

#### 第 24 条（自己責任の原則）

契約者は、本サービスの利用にあたり、第 19 条（契約者設備の設定と維持）、第 20 条（ID 及びパスワードの管理）及び第 22 条（情報等及びソフトウェアの管理）に定めるほか、必要な措置を講ずるものとします。

2 契約者は、本サービスの利用に伴い、サービス提供者の責めに帰すことができない事由により第三者（本条において「第三者」とは文脈によりサービス利用者や他の契約者等を含み、契約者以外の第三者という意味で使用します。）に対して損害を与えた場合、又は第三者から異議、請求若しくはその他何らかの申立がなされた場合、自らの責任と費用負担にて解決するものとします。契約者が本サービスの利用に伴い第三者から損害を被った場合、又は第三者に対して異議、請求若しくはその他何らかの申立を行う場合においても同様とします。なお、サービス提供者は、契約者がサービス提供者又は第三者に損害を与えるおそれがあると合理的に判断した場合、契約者への事前の通知又は承諾を要することなく当該損害を回避するための処置を行うことができるものとし、その処置に要した費用については、契約者が負担するものとします。

3 契約者又はサービス利用者の責めに帰すべき事由により、第三者からサービス提供者に対して異議、請求若しくはその他何らかの申立がなされた場合、契約者は、自らの責任と費用負担にてこれを解決するものとし、サービス提供者に損害を与えないものとします。

4 契約者又はサービス利用者の責めに帰すべき事由によりサービス提供者に損害が発生した場合、利用契約の終了の有無にかかわらず、契約者は、サービス提供者に生じた一切の損害（前項の定めがあるにもかかわらずサービス提供者が第三者に支払った賠償金、合理的な額の弁護士費用等を含みます。）を賠償するものとします。

#### 第 25 条（禁止事項）

契約者（本条において「契約者」には「サービス利用者」を含みます。）は、本サービスの利用に関して、次の各号に定める行為（当該行為につながる行為を含みます。）を行ってはならないものとします。

(1) 入力・記入漏れ、不明瞭な入力・記載、誤入力・誤記、又は虚偽の情報をサービス提供者へ提供する行為。

(2) サービス提供者設備、サービス提供者設備以外のサービス提供者の設備、サービス提供者設備の影響を受ける第三者の設備等の利用に支障を与える行為。

(3) サービス提供者の事前の承諾なく、本サービスを第三者へ使用させる行為。

(4) サービス提供者の事前の承諾なく、本サービスによる生成物（以下「生成物」といい、設計結果を含みます。）を第三者へ提供又は販売等を行うことを目的として本サービスを使用する行為。

(5) BLOF<sup>®</sup>ware.Doctor システムにかかるソフトウェアの全部若しくは一部をリバースエンジニアリング、逆コンパイル、若しくは逆アセンブリングし、又は他の様態で人間若しくは機械等による判読可能な形式に変換すること。

(6) 本サービスを許諾された範囲を超えて使用し、生成物を複製すること。

(7) 第 1 号乃至第 6 号のほか、約款等、利用契約に違反する行為、又は利用契約の履行にかかる不

正行為。

(8) サービス提供者又は第三者の知的財産権その他の権利を侵害する行為。

(9) サービス提供者、第三者、若しくは本サービスを差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為。

(10) その他、法令若しくは公序良俗に違反する行為、又は社会通念上不適切であるとサービス提供者が判断する行為。

2 契約者は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合、情報変更・連絡用 Web ページにて直ちにサービス提供者に通知するものとします。

## 第 26 条（契約者の地位の承継）

契約者は、合併又は会社分割により、利用契約にかかる自らの契約上の地位（利用契約にかかる債権及び債務を含みます。）を承継する場合（以下、契約者から当該承継を受ける者を「承継人」といいます。）、承継人に対し、契約者から当該契約上の地位の承継を受ける旨を記載した書面その他のサービス提供者が必要とする書面を、サービス提供者へ速やかに提出させるものとします。

2 前項よる承継にかかる申込を受けた場合は、第 6 条（申込の承諾）を準用します。

3 サービス提供者は、前項により承継にかかる申込を承諾した場合、契約者がサービス提供者設備に格納した情報を削除する等の対応を行うことなく本サービスを提供する場合があります。承継人に提示してはならない情報等については契約者の責任で削除を行うものとします。

## 第 5 章 本サービスの中断、停止

### 第 27 条（提供の中断）

サービス提供者は、次の各号のいずれかに該当する場合、契約者への事前の通知及び契約者からの承諾を得ることなく、本サービスの全部又は一部の提供を中断することがあります。なお、サービス提供者は、当該中断について契約者へ事前に通知することができる場合は、当該通知を行うものとします。

(1) サービス提供者設備の故障により、保守、点検、工事、その他の作業を緊急に行う場合。

(2) 本サービスにかかる第三者からの警告により、権利関係の確認その他の対応を緊急に行う場合。

(3) 前号のほか、本サービスの運営上又は技術上等のやむを得ない理由により、緊急に中断すべき事由が生じた場合。

(4) 電気通信事業者、電気事業者、その他の第三者が提供するサービスであってサービス提供者が本サービスを提供するために利用しているサービスがサービス提供者への事前の通知等なく中断した場合。

(5) 地震、台風、豪雨、落雷、洪水、竜巻、戦争、騒乱、暴動、クーデター、テロリズム、ストライキ、火災、交通事故又は疾病その他の天災事変が発生した場合。

(6) 前号のほか、サービス提供者の責めに帰すことができない事由により、本サービスを提供することが困難な場合。

2 サービス提供者は、次の各号のいずれかに該当する場合、契約者へ事前の通知のうえ、本サービスの全部又は一部の提供を中断することができるものとします。

(1) サービス提供者設備にかかる保守、点検、工事、権利関係の確認等を行う場合。

(2) 前号のほか、本サービスの運営上又は技術上等のやむを得ない理由により、将来において中断すべき事由が生じた場合。

(3) 電気通信事業者、電気事業者、その他の第三者が提供するサービスであってサービス提供者が本サービスを提供するために利用しているサービスが将来において中断する旨の連絡をサービス提供者が受領した場合。

## 第 28 条（提供の停止）

サービス提供者は、次の各号のいずれかに該当する場合、契約者への事前の通知及び契約者からの承諾を得ることなく、本サービスの全部又は一部の提供を停止し、停止の事由が解消するまでの間、その停止を継続することができるものとします。

- (1) 契約者の行為が、第 25 条（禁止事項）第 1 項各号のいずれかに該当する場合。
- (2) 契約者が、第 29 条（利用契約の解除）第 1 項各号のいずれかに該当する場合。
- (3) 前各号のほか、契約者の責めに帰すべき事由により、本サービスの運営や提供に支障をきたすとサービス提供者が判断した場合。

2 サービス提供者は、前項各号のいずれかに該当するおそれがあると判断した場合、契約者に対しその旨を通知するものとします。サービス提供者が通知した日の翌日から起算して 30 日以内に当該事由が解消されない場合、サービス提供者は、本サービスの全部又は一部の提供を停止し、当該事由が解消するまでの間、その停止を継続する場合があります。

## 第 6 章 契約の解除等

### 第 29 条（利用契約の解除）

サービス提供者は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合、契約者への事前の通知及び契約者からの承諾を得ることなく、直ちに利用契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

- (1) 差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分、又はその他の公権力の処分を受けたとき。
- (2) 民事再生、会社更生、破産、特別清算、若しくは競売等の申立を受け、又は自ら民事再生、会社更生、破産、若しくは特別清算の申立をしたとき。
- (3) 特定認証 ADR 手続に基づく事業再生手続の利用を申請したとき、若しくはその他のこれに類する私的整理手続の申請をし、又はこれらに基づく一時停止の通知をしたとき。
- (4) 行政庁より営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消処分を受けたとき。
- (5) その振出し、保証し、引受け、又は裏書した手形、小切手、電子記録債権の第一回目の不渡り、支払停止その他財産状態が悪化したと認められるとき。
- (6) 解散若しくは解散決議のための手続を開始したとき、又は住所が不明となったとき。
- (7) 第 30 条（反社会的勢力の排除）の規定に違反したとき。

2 サービス提供者は、第 28 条（提供の停止）の定めに基づき本サービスの提供を中断又は停止した場合において、当該停止の日から 30 日を超えてもなお当該停止の原因となった事由が解消されないときは、契約者に通知することにより、利用契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

3 サービス提供者は、本条に基づき利用契約を解除した場合、利用料金等を返還する義務を負わないものとします。

4 サービス提供者は、約款等の他の定めにかかわらず、本条に基づき利用契約を解除した場合、サービス提供者の故意又は重大な過失に基づく場合を除き、契約者に損害が生じても、これを賠償する一切の責任を負わないものとします。

### 第 30 条（反社会的勢力の排除）

契約者及びサービス提供者は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約するものとします。

(1) 自己又は自己の役員（取締役、執行役又は監査役）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」といいます。）、同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」といいます。）でなくなった時から 5 年間を経過しない者、若しくはこれらに準ずる者、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、これらを「暴力団員等」といいます。）であること。

(2) 自己の行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること。

(3) 自己の行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、又は、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること。

(4) 自己が暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱う等の関与をしていると認められること。

(5) 本サービスの利用が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものであること。

2 契約者及びサービス提供者は、自ら又は第三者をして、次の各号に掲げる行為を行わないことを確約するものとします。

(1) 相手方に対する暴力的な要求行為。

(2) 相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為。

(3) 相手方に対する脅迫的言辞又は暴力的行為。

(4) 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為。

(5) その他、前各号に準ずる行為。

### 第 31 条（本サービスの廃止）

サービス提供者は、契約者に対し本サービスを廃止する日の 1 年前までに契約者へ通知した場合、本サービスの全部又は一部を廃止することができるものとし、当該書面に記載された廃止日の経過をもって当該廃止したサービスにかかる利用契約は終了するものとします。

2 サービス提供者は、本サービスを廃止したことに伴う契約者、サービス利用者及び第三者の損害について一切の責任を負わないものとします。

### 第 32 条（期限の利益の喪失）

契約者は、第 29 条（利用契約の解除）により利用契約の全部が解除された場合、当該利用契約にかかる一切の金銭債務につき当然に期限の利益を喪失し、サービス提供者に対し、残存金銭債務の全額を一括して直ちに支払うものとします。

### 第 33 条（契約終了後の措置）

契約者は、利用契約が終了した場合、サービス提供者が別途許諾したものを除き、本サービスの利用にあたりサービス提供者から提供を受けた本サービスにかかる全ての資料等（当該資料等の全部又は一部の複製物を含みます。）を直ちにサービス提供者に返還又は廃棄し、契約者設備に格納された資料等については、自らの責任と費用負担にて再生不能な方法で消去又は廃棄するとともに、利用契約終了後は、いかなる場合であっても、契約者自身又は第三者のために生成物（BLOF

理論に基づく有機栽培技術に関する一切の技術的知識・ノウハウを含みます。) を使用してはならないものとします。契約者は、本項違反の有無について契約者とサービス提供者との間で争いが生じ、サービス提供者が本項違反の事実を疑うに足りる証拠を提出した場合には、本項違反のないことについて立証責任を負うものとします。

2 契約者は、理由の如何を問わず利用契約が終了した場合には、その後その内容が契約者の責めに帰すべからざる事由により公知となったことが契約者により明白な物的証拠により証明される日まで、サービス提供者が別途許諾したものを除き、生成物に関するいかなる秘密情報（ノウハウを含みます。）も第三者に対して開示又は漏洩してはならないものとします。契約者は、本項違反の有無について契約者とサービス提供者との間で争いが生じ、サービス提供者が本項違反の事実を疑うに足りる証拠を提出した場合には、本項違反のないことについて立証責任を負うものとします。

## 第7章 秘密保持、個人情報保護

### 第34条（秘密保持）

契約者及びサービス提供者は、本サービスの利用又は提供にあたり知り得た相手方の技術上又は営業上の、次の各号に定める秘密情報（以下「秘密情報」といいます。）を秘密として保持し、いかなる第三者に対しても開示若しくは漏洩し、又は本サービスの利用又は提供の目的以外に使用してはならないものとします。ただし、第42条（再委託）の定めに基づき、サービス提供者がサービス提供者の委託先に対して開示する場合は、この限りではありません。

(1) 秘密である旨が明示された技術資料、図面、写真、フィルム、その他関係資料等の書面又は電子媒体により開示される情報。

(2) 秘密である旨を告知されたうえで口頭その他の書面又は電子媒体以外の方法により開示された情報であって、当該開示後10日以内に当該情報の内容が秘密である旨を明示された書面により開示されるもの。

2 前項の定めにかかわらず、契約者は、本サービスの利用により知り得たサービス提供者の情報（ノウハウ、ソースコード、生成物等の本サービスの情報を含みます。）を秘密情報として取扱うものとします。

3 次の各号のいずれかに該当する場合、第1項の秘密保持義務に違反したものと扱わないものとします。

(1) 相手方から事前の書面による承諾を得たうえで開示する場合。

(2) 法令の定めるところにより国若しくは地方公共団体等、正当な権限を有する第三者から義務により開示を求められた場合。

4 サービス提供者が次の各号のいずれかに該当して秘密情報を開示又は使用する場合、サービス提供者は第1項の秘密保持義務に違反したものと扱わないものとします。

(1) サービス提供者の営農支援事業における各種サービス・製品の提供及び案内、請求、各種変更等のお知らせ、アンケート調査、質問への回答等を行う場合。

(2) サービス提供者の営農支援事業における各種サービス・製品の開発、運用、維持・改善を行う場合。

(3) サービス提供者の営農支援事業におけるサービス提供者の研究等に関する意見を収集し、今後の研究開発やサービス提供者の営農支援事業運営に反映する場合。

(4) サービス提供者の営農支援事業におけるお客様満足度調査や市場調査を行う場合。

5 第3項第2号に該当する場合、契約者又はサービス提供者は、関連法令に反しない限り、開示

前に相手方に対し開示する旨を通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後速やかにこれを行うものとし、

6 第1項の定めにかかわらず、次の各号に定める情報については、秘密情報として取扱わないものとし、

- (1) 開示者より開示を受けた時点で既に公知であった情報、又は既に被開示者が保有していた情報。
- (2) 開示者より開示を受けた後、被開示者の責めによらず公知となった情報。
- (3) 秘密保持義務を負うことなく正当な権利を有する第三者から合法的に入手した情報。
- (4) 開示された情報によらずして被開示者が独自に開発した情報。
- (5) 開示者が秘密保持義務を課することなく第三者に開示した情報。

7 契約者及びサービス提供者は、第1項に定める秘密保持義務を遵守するため、善良な管理者の注意をもって秘密情報を管理するものとし、

8 契約者及びサービス提供者は、秘密情報の管理状況を確認する必要がある場合、当該管理状況に関する説明及び関係書類又はその写しの提出を相手方に求めることができるものとし、

9 契約者及びサービス提供者は、合理的に必要な範囲内でのみ、それぞれ相手方からの事前の承諾を得て、秘密情報を複製又は改変（以下「複製等」といいます。）することができるものとし、

なお、契約者及びサービス提供者は、複製等を行なった場合、秘密情報に付された秘密である旨の表示を同様に付すものとし、本条に定める秘密情報として扱うものとし、

10 第4項を除き前各項の定めは、利用契約が終了した日の翌日から起算して2年間はなお有効に存続するものとし、

ただし、生成物については、利用契約が終了した日の翌日以降2年間を超えてもなお有効に存続するものとし、個人情報については、第35条（個人情報保護）第11項を適用するものとし、

11 第4項の定めは、利用契約の終了した日の翌日以降もなお有効に存続するものとし、

### 第35条（個人情報保護）

サービス提供者は、契約者（本条において「契約者」には「サービス利用者」を含みます。）から提供された情報のうち個人情報の保護に関する法律第2条第1項に定める個人情報（以下「契約者の個人情報」といいます。）の取扱いについては、本サービスを提供するためにのみ、かつ本サービスの提供に必要な範囲に限定して利用するものとし、

2 前項の定めにかかわらず、契約者がサービス提供者に通知した連絡担当者の情報に関しては、本サービスを提供する目的のほか、次の各号に定める目的のために利用するものとし、

- (1) 利用契約の締結にかかる業務。
- (2) 本サービスの提供にかかる業務。
- (3) 本サービスの修正及び機能追加にかかる業務。
- (4) 本サービスの管理及び監査にかかる業務。
- (5) 利用料金等の請求及び支払にかかる業務。
- (6) 秘密情報の管理及び保管にかかる業務。
- (7) サービス提供者が本サービスを提供するための設備の運用、保守、維持にかかる業務。
- (8) 本サービスに関する案内及びアンケートにかかる業務。
- (9) 前各号のほか、利用契約にかかる業務及びこれに付帯する業務。

3 第1項の定めにかかわらず、契約者の個人情報について、本サービスを提供する目的のほか、次の各号に定める目的のために利用するものとし、

- (1) サービス提供者の営農支援事業における各種サービス・製品の提供及び案内、請求、各種変更

等のお知らせ、アンケート調査、質問への回答等を行う場合。

(2) サービス提供者の営農支援事業における各種サービス・製品の開発、運用、維持・改善を行う場合。

(3) サービス提供者の営農支援事業におけるサービス提供者の研究等に関する意見を収集し、今後の研究開発やサービス提供者の営農支援事業運営に反映する場合。

(4) サービス提供者の営農支援事業におけるお客様満足度調査や市場調査を行う場合。

4 契約者は、申込用 Web ページへ申込情報を入力した時に、個人情報の取扱いについて、次に掲げる事項に同意したものとみなされます。

(1) サービス提供者が個人情報を本サービスの提供にかかる業務を実施する目的の範囲内でサービス提供者の委託先へ委託すること。

5 サービス提供者は、本サービスの提供にかかる業務を実施する目的の範囲を超えて個人情報を使用する場合、個人情報の保護に関する法律第 16 条第 3 項各号のいずれかに該当するときを除き、本人の同意を得るものとし、契約者はこれに協力するものとします。

6 サービス提供者は、個人情報を秘密情報として取扱うものとします。

7 前項の定めにかかわらず、サービス提供者は、法令の定めるところにより、国又は地方公共団体等の正当な権限を有する第三者から義務により個人情報の開示を求められた場合、契約者に対して、その旨を書面により事前に通知したうえで、当該第三者に開示することができるものとします。ただし、事前通知が不可能な場合は事後速やかに通知するものとします。

8 サービス提供者は、契約者の個人情報にアクセスすることができる者を、第 1 項乃至第 3 項で契約者から同意を得た利用を行う最小限の役員及び使用人（本サービスの提供にかかる業務の一部を第三者が行う場合、当該第三者の役員及び使用人も含みます。）に限るものとします。

9 サービス提供者は、第 1 項乃至第 3 項で契約者から同意を得た利用に必要な範囲を超えて、サービス提供者が保管中の契約者の個人情報にアクセスし、閲覧、複写、又は持ち出しすることができないように、個人情報に関するサービス提供者の規程及び個人情報の保護に関する法律等に従い、契約者の個人情報を厳正に利用、保管、及び管理するものとし、かつ、第 3 項の最小限の役員及び使用人にも同等の義務を課すものとします。

10 サービス提供者が前三項に違反したことにより契約者が損害を被った場合、サービス提供者は、第 36 条（損害賠償の範囲）の範囲内で賠償責任を負うものとします。

11 本条の定めは、利用契約の終了した日の翌日以降もなお有効に存続するものとします。

## 第 8 章 損害賠償

### 第 36 条（損害賠償の範囲）

債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービスが全く利用し得ない場合（サービス提供者が本サービスを全く提供しない場合又はサービス提供者設備の故障により契約者が本サービスを全く利用できない状態をいい、第 27 条（提供の中断）第 1 項第 4 号乃至第 6 号に該当した場合、第 27 条（提供の中断）第 2 項第 3 号に該当した場合及び第 28 条（提供の停止）の定めに基づき本サービスの利用を中断又は停止する場合を含みません。以下「利用不能」といいます。）、又は本サービスの利用に関連してサービス提供者の故意又は重大な過失に起因して契約者に損害が発生した場合、サービス提供者が契約者又は第三者に対して負う損害賠償責任の範囲は、サービス提供者の責めに帰すべき事由を直接の原因として契約者に現実に発生した通常の損害に限定されるものとし、特別損害、間接損害及び逸失利益等については免責されるものとします。

2 前項に定める損害賠償の総額は、損害が発生した時点で有効な利用契約における年額の利用料金相当額を上限とします。

3 第1項の定めにより契約者がもつ損害賠償の請求権は、契約者が利用不能であることを知った日又は契約者に損害が発生したことを契約者が知った日のいずれか早い日から起算して3か月を経過しても行使されない場合、消滅するものとします。

### 第37条（免責）

サービス提供者は、次の各号のいずれかに該当する場合、契約者（本条において「契約者」には「サービス利用者」を含みます。）に対し、一切の義務及び責任を負担せず、次の各号のいずれかに定める事由に起因又は関連して契約者に生じた損害については、その請求原因を問わず、賠償を行わないものとします。

(1) 契約者が約款等に違反した場合。

(2) 申込情報その他の申込者若しくは契約者がサービス提供者に提出した情報又は利用するサービスの選択に入力・記入漏れ、不明瞭な入力・記載、誤入力・誤記、又は虚偽の入力・記載がある場合、又はサービス提供者が別途指定した日までに当該情報及び申込情報の提供がなされなかった場合。

(3) 契約者が本サービスの利用にあたり誤操作をした場合。

(4) 契約者設備に故障がある場合。

(5) 契約者設備に起因して本サービスに故障が発生した場合。

(6) 第28条（提供の停止）による本サービスの提供の停止及び第28条（提供の停止）により本サービスの提供が停止していた間に契約者に生じた事由（契約者設備のデータ喪失等を含みます。）による場合。

(7) 前各号のほか、契約者の責めに帰すべき事由がある場合。

(8) 第27条（提供の中断）第1項第4号乃至第6号又は第27条（提供の中断）第2項第3号に該当した本サービスの提供が中断した場合。

(9) サービス提供者設備及びサービス提供者が提供するソフトウェア以外に起因する故障の場合。

(10) 契約者設備と本サービスの間で生ずる特殊な不具合（一般に相性の悪さと呼ばれるもの）により、本サービスに故障が発生した場合。

(11) 契約者から申告があったもののサービス提供者では再現できない故障による場合。

(12) サービス提供者が善良な管理者の注意をもって本サービスを提供しても防御し得ない、第三者による不正アクセス、不正アタック、通信経路上での傍受又は不正な改変の場合。

(13) 法令に基づく処分、裁判所の命令等による場合。

(14) 地震、台風、豪雨、落雷、洪水、竜巻、戦争、騒乱、暴動、クーデター、テロリズム、ストライキ、火災、交通事故、疾病その他一切の天災事変の場合。

(15) 第三者の不法行為又は債務不履行の場合。

(16) 第8号乃至第15号のほか、サービス提供者の責めに帰すことができない事由による場合。

(17) 第27条（提供の中断）により本サービスの利用が中断していた間に契約者に生じた事由（契約者設備のデータ喪失等を含みます。）による場合。

(18) 本サービスの仕様変更又は本サービスの廃止により契約者設備を改造又は変更する場合。

2 前項に基づき契約者が本サービスを利用できなかった場合でも、契約者の利用料金等の支払義務は消滅せず、利用不能に伴う利用料金等の変更、控除、返還等を行われたいものとします。

3 生成物は、契約者の責任で作成されるものであり、サービス提供者は次の各号に定める事項を

含め、その内容等についていかなる保証も行なわず、また、それに起因する損害についても一切の責任を負わないものとします。

(1) 生成物について、商品性、完全性、正確性、特定目的への適合性、有用性があること。また、内容、品質、性質若しくは得られる情報や結果等が継続的に提供されること。

(2) 生成物が関連資料に記載されたとおりに動作すること。

(3) 生成物に瑕疵がないこと、又瑕疵が修正されること。

(4) 生成物が中断することなく動作すること。

(5) 生成物の使用により得られる結果が正確であること。

(6) 生成物の使用によるデータの消滅、改変が発生しないこと。

(7) 生成物がその他のソフトウェア又はサーバーの動作に支障を与えないこと。

(8) 生成物が契約者及び第三者の知的財産権その他の権利を侵害しないこと。

4 サービス提供者は、第36条（損害賠償の範囲）に定める場合を除き、契約者が本サービスの利用に起因して被った損害（その原因の如何を問いません。）について、サービス提供者の故意又は重大な過失に基づく場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

## 第9章 雑則

### 第38条（権利の帰属）

サービス提供者のアイデア、ノウハウ、本サービス及び生成物等の一切の権利（特許権、実用新案権、意匠権〈これらを受ける権利も含まれます。〉、商標権、著作権その他の知的財産権、及び所有権を含むものとしますが、これらに限りません。以下「知的財産権等」といいます。）、及び本サービスの提供にあたりサービス提供者が行う業務（本サービスの提供を含みます。）に関し得られる知的財産権等は全てサービス提供者又は当該権利を有する第三者に帰属するものとし、利用契約により契約者にいかなる権利も許諾又は譲渡されないものとします。

2 約款等において、サービス提供者が契約者に対して許諾することを明示的に規定している権利を除き、いかなる権利も契約者に許諾されないものとします。

### 第39条（商標）

契約者は、本サービスに関するサービス提供者又は第三者の商標を、サービス提供者からの事前の書面による明示的な許諾を得ることなく使用してはならないものとします。なお、契約者は、本サービスに関する第三者の商標を引用又は転載等使用する場合、当該商標の正当な権利者から、事前に必要な許諾を受けるものとします。

### 第40条（権利義務の譲渡等）

契約者は、約款等により生ずる権利又は義務を、第26条（契約者の地位の承継）に定める場合を除き、第三者に譲渡したり、貸与したり、承継させたり、又は担保に供したり（以下「譲渡等」といいます。）してはならないものとします。なお、サービス提供者は、約款等により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等する権利を有するものとします。

### 第41条（サービス提供者から契約者への通知）

サービス提供者から契約者（申込者も含まれます。）への通知は、サービス提供者が連絡担当者等の契約者の指定する宛先に文書若しくは電子メールを発信し、又はサービス提供者が指定するポータルサイトに掲載した時をもって、契約者に通知したものとみなします。なお、どの態様で通知す

るかはサービス提供者が都度判断するものとします。

#### 第 42 条（再委託）

サービス提供者は、本サービスの提供にあたり行う業務の全部又は一部をサービス提供者の判断により第三者に委託することができるものとします。この場合、サービス提供者は当該委託先に対し、約款等に定めるサービス提供者の義務と同等の義務を負わせるものとします。

#### 第 43 条（輸出関連法規の遵守）

本サービスの提供区域は、利用契約に別段の定めがある場合を除き、日本国内に限定されるものとします。日本国外での利用について、サービス提供者はいかなる保証も行なわず、また、一切の責任を負わないものとします。

#### 第 44 条（分離取扱い）

約款等の一部の条項が、裁判所又は行政庁の裁定により無効とされた場合、それにより利用契約の目的を達することができないと契約者及びサービス提供者が認めるときを除き、当該条項のみを無効とし、その他の条項の効力には影響しないものとします。

#### 第 45 条（見出し）

約款等の各条文の見出しは、全く便宜のために記載されたものであり、約款等の解釈に使用されないものとします。

#### 第 46 条（規定外事項の協議）

約款等の各条項に定めのない事項、及び各条項の解釈について疑義を生じたときは、サービス提供者と契約者との協議により解決するものとします。

#### 第 47 条（訴訟管轄）

第 46 条（規定外事項の協議）に定める協議が整わず、訴訟の必要が生じた場合、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を合意による第一審の専属的管轄裁判所とします。

#### 第 48 条（準拠法）

利用契約の成立、効力、解釈、履行及び強制執行については、日本法に準拠するものとします。

#### 第 49 条（完全合意）

約款等は、本サービスに関する契約者とサービス提供者の完全な了解と合意を定めるものであり、書面によるか口頭によるかを問わず、利用契約締結前における一切の了解、合意の表明に優先するものであり、これらに代わるものとします。

以上

（第 1.0 版制定：2020 年 8 月 25 日）

## 別紙 1 (サービス内容一覧表)

### 1. BLOF<sup>®</sup>ware.Doctor システム

BLOF 理論による農業をシステムでサポートするサービスです。  
主に以下の機能を有しています。

#### ■ 施肥設計機能

- サービス利用者が入力した栽培作物情報に応じて、その作物を栽培するために最適な土壌の成分のバランスを BLOF 理論のノウハウに基づいて表示する。
- サービス利用者が入力した土壌分析結果（現状の土壌の成分バランス）と最適な土壌の成分バランスをレーダーチャートで比較しながら、施肥設計（圃場に対して蒔く肥料の種類、量を計算する作業）を直感的な操作で行うことができる。
- 本サービス上で作成された設計結果を履歴として保存し参照することができる。

#### ■ 圃場管理機能

- 施肥設計対象となる圃場の情報（所在地や土質等）を登録・管理することができる。
- 登録した内容は、施肥設計機能利用時に自動で画面に表示する。

#### ■ 営農作業記録機能

- サービス利用者が実施した営農作業を圃場単位で登録・管理することができる。
- 登録した内容は、一覧で画面に表示する。

### 2. BLOF<sup>®</sup>ware.Doctor インストラクターアドバイス

サービス利用者の圃場状態や作物の生育状況等に応じて、BLOF 理論有識者によるアドバイスを提供するサービスです。

別紙 2 (利用料金表)

圃場面積	栽培作物別ごとの利用料金 (年額・税別)		
	稲作	野菜	果樹
10 アール未満	¥ 3,000	¥ 6,000	¥9,000
10 アール以上	¥300×アール数	¥ 600×アール数	¥ 900×アール数